# 令和3年度第3回江南市環境審議会

- ●日時 令和3年11月1日(月) 午後2時00分~午後3時45分
- ●場所 江南市役所 第三委員会室
- ●出席委員(13名)

●欠席委員(2名)

委員伊藤靖祐 委員堀場敏之

#### ●事務局

環 境 課 長 牛 尾 和 司 環境課主査 岩 井 貴 臣 環境課主事 相 京かほり 八千代エンジニヤリング株式会社 岡本氏 佐藤氏

# ●傍聴者数 2人

# ●資料

- · 資料①-1 第三次江南市環境基本計画(案)
- · 資料(1)-2 用語集
- ・資料①-3 第三次江南市環境基本計画(案)について
- ・参 考 パブリックコメントの実施について
- 資料②-1 改訂版第二次江南市環境基本計画の進捗状況について
- ·資料2-2 改訂版第二次江南市環境基本計画 進捗管理表
- ・資料③ 路上喫煙に関する条例制定について

## ■会議経過

# 〇課 長

みなさん、こんにちは。環境課長の牛尾でございます。

定刻となりましたので、これより令和3年度第3回環境審議会を始めさせていただきます。本日は、大変ご多用のところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

第3回の環境審議会といたしまして、3つ議題がございます。どうか、忌憚のないご意見・ご提案をいただきますよう、よろしくお願いします。

開催にあたりまして、2名の委員が所用のため欠席しておりますので、ご報告させていただきます。また、第三次江南市環境基本計画の改訂を支えていただいております八千代エンジニヤリング株式会社の皆さまにも、事務局としてご出席いただいております。

それでは、これからの進行につきましては会長にお願いしたいと思います。 どうぞ、よろしくお願いいたします。

# 〇会 長

江南市環境審議会は、一般の方にも公開しております。本日は傍聴を希望する方がお見えになります。

「江南市審議会等の設置及び運営に関する指針」第7条第2項の規定により、 傍聴に関して必要な事項は会長が会議に諮って定めることとなっております ので、委員の皆様にお諮りします。

会議の傍聴に関して異議のある方はいらっしゃいますか。

#### <異議なし>

異議なしとのことですので、傍聴人の入室を許可します。 事務局お願いします。

#### ○事務局

まだ傍聴人が到着しておりませんので、到着次第、入室させていただきます。 よろしくお願いいたします。

#### 〇会 長

それでは限られた時間でございますので、早速、次第1の「第三次江南市環境基本計画(案)について」、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、「第三次江南市環境基本計画(案)について」、説明させていただきます。座って失礼します。事前送付しました資料①-1、①-2と本日配布しました資料①-3をご覧ください。資料①-3に沿って説明させていただきます。

1. SDGsについて、をご覧ください。6ページの第1部7. 計画とSDGsの関連性ですが、前審議会にて、他自治体のSDGsの進め方を参考に進めると良い、という意見をいただきましたので、他自治体を参考に内容の加除を行いました。また、SDGsのコラムや、7月に行いましたアンケートの結果を追加しました。11ページの第2部の第3次江南市環境基本計画の体系図がございます。市の環境分野のSDGsのアイコンに関しましては、このようなかたちで固まってきましたので、前回とは変更して掲載しております。

次に、2. 第3部の修正について、第1節の16ページをご覧ください。説明に入る前に、今回はページを開けた際に、基本的には左側に計画、右側にその計画内容に関するコラムとなるように構成しております。前回、市民・事業所・市の取り組みの部分がシンプルになったことにより、具体的に何をするのかが分からない、というご意見をいただきました。それを受け、写真やイラストなどを多く使用し、「市が何を行っているのか。何を進めていくのか。」をお伝えし、また市民と事業者には「何に参加したらいいのか。何をして、どうなったらいいのか。」が分かりやすくなるようにコラムを作成しました。取り組みがシンプルになった代わりに、具体的なことにつきましては、コラムの方で補うような構成とさせていただきました。また、語句の上にアスタリスクがありますが、こちらは注釈や用語集を作成する過程でついているものになりまして、アスタリスクがついた用語説明につきましては、資料①-2用語集をご覧ください。今後、ページ制限はございますが、できる限り分かりやすい注釈・用語集を心がけて作成を進めていきます。

それでは、16ページの変更について説明させていただきます。1.2目標と指標「環境に関するイベントの参加者数」の現状ですが、中止から 10人に変更となりました。20ページにつきまして、リサイクル作品などは今後行わないのか、という指摘をいただいておりました。こちらは環境フェスタに合わせて募集をさせていただいており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて環境フェスタが中止になっており募集はありませんでした。また、令和3年度と4年度も環境フェスタの中止が決まっております。今後、環境フェスタの在り方については、廃棄物等減量推進協議会で話し合いが行われていきます。今後の作品募集についても、参加していただける子どもたちにとってどのようなかたちがいいのか、話し合いを進めていきたいと思います。よって、3.3取り組み、市の4つ目に「環境保全やリサイクル意識を形成するため、子ども

たちが参加できる取り組みを広く実施します。」と追加しました。

第2節の22ページをご覧ください。1.1 現状と課題の黒い点4つ目に「食品 ロス」のことを追加しました。環境課ではフードドライブをはじめとした食品 ロスの削減に向けての取り組みを今後も進めていきたいと考えておりますの で、よろしくお願いいたします。また、1.3 取り組み、市民の1つ目にありま す、ごみ減量「57運動」ですが、もう少し具体的に記載してほしい、という指 摘をいただておりました。今回、新しく始めました雑がみの分別をはじめとし て、これから特に力を入れていきたいことを4つ目に追加させていただきまし た。次に、24ページの 2.2 目標と指標「リサイクル率」をご覧ください。この 目標値につきまして、もう少し上向きにできないのか、というご意見をいただ いておりました。前回は目標値を令和8年度、13年度ともに、25.0%としてお りましたが、今回は両方の目標値を25.2%と変更しました。こちらですが、リ サイクル率の下に、計算式を記載しておりまして、「集団回収量」という項目 があります。この「集団回収量」というのは、子ども会やPTAなどが行って いる資源回収があたりまして、この回収量が年々下がってきていること、全国 的にペーパーレスが進んでいることなど、紙としての資源が少なくなってきて いる状況がありますので、リサイクル率を上げていくことは難しいと考えてお ります。よって、新型コロナウイルス感染症の影響をほぼ受けていない、令和 元年度のリサイクル率を維持していくことを目標として、目標値を定めさせて いただきました。

第3節の28ページをご覧ください。前回はこちらにはIPCC第5次評価報告書から出典したグラフを掲載しておりましたが、今年に入って第6次の内容の公表が始まっているのでそちらの内容を反映することはできないか、とご指摘をいただいておりました。調べましたところ、第6次の同じ内容のグラフは暫定である、と書かれておりまして、今回の計画への反映は難しいと判断しました。よって、最新の状況がわかる資料として「日本の気温はどのくらい上がったの?」という、気候変動監視レポート 2020 から出典したグラフを採用させていただきました。IPCCの評価報告書に関しましては、第5次の内容を文面にて記載をさせていただきました。次に、42ページをご覧ください。今回から気候変動適応計画を位置付けるとしておりまして、計画の内容について、前回は口頭で説明させていただきましたが、今回はイラストを入れてコラムを作成させていただきましたので、またご覧いただければと思います。

第4節の44ページの2.2目標と指標「水質に係る環境基準の達成を目指す」 をご覧ください。こちらの現状ですが、「水質調査の測定地点14地点中6地点 で」としておりましたが、こちらは5地点の誤りでしたので、訂正させていた だきます。46ページをご覧ください。3.3目標と指標「市民1人当たりの都市 公園面積」について、7.0 ㎡という目標が現実的なのか、というご指摘をいただいておりました。公園を管理しております都市計画課に確認しましたところ、現在予定といたしまして布袋南部区画へ公園の設置とフラワーパーク江南 Ⅱ期エリアの整備を始めているところです。こちらが終わりますと、約4.8 から5㎡くらいとなる予定となっております。また、フラワーパーク江南のⅢ期エリアの整備計画もありまして、こちらが終わりますと 7.0 ㎡となる予定ですので、目標値は7.0 ㎡とさせていただきました。次に、48 ページをご覧ください。4.2 目標と指標に今まで「すいとぴあ江南で開催するバードウォッチング教室」がございましたが、削除とさせていただきました。こちらの理由につきましては、委員の皆さまご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、すいとぴあ江南につきましては存続の可否の話が出ておりまして、10 年の計画であることを考えると指標にするには適してないのではないか、という結論となりましたので削除とさせていただきました。計画の変更に関する説明は以上となります。

最後に、参考「パブリックコメントの実施について」と書かれております資料をご覧ください。1. パブリックコメントの実施について説明をさせていただきます。こちらの内容は広報 12 月号に掲載をさせていただく予定としておりまして、(1) 名称は「第三次江南市環境基本計画(案)」に関する意見募集としており、(2) 応募期間は12 月中旬から年明けの1 月中旬の約1か月間としております。詳しい日にちにつきましては、広報12 月号に掲載しますので、ご確認ください。(3) 応募対象者は、市内在住、在勤または在学の方で、(4) 応募方法は、応募箱への投函、郵送、ファックスまたは電子メールとなります。また、資料につきましては記載の場所で閲覧することができます。2. 今後のスケジュールについてですが、令和4年2月7日に第4回環境審議会を開催予定としておりまして、その際にパブリックコメントの結果について報告させていただきます。そして、3月下旬に「第三次江南市環境基本計画」策定となっております。また、今回の計画ですがペーパーレス化推進のため、製本は行いません。市ホームページなどで公開を考えております。委員の皆さまには、事務局で印刷したものを、送付させていただく予定としております。

以上で、第三次江南市環境基本計画(案)の説明を終わります。それでは、 会長にお返しいたします。よろしくお願いします。

※パブリックコメントの内容については、以下の通り変更となりました。

- (2) 応募期間 12月20日(月) ~令和4年1月31日(月)
- (3) 応募対象者・市内在住、在勤または在学の方
  - ・市内で公益的活動を行う個人
  - ・市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織など(NPO、 区・町内会などを含む。いずれも法人格の有無は問いません。)
  - ・市内に建物または土地を有している方

#### 〇会 長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

質問があれば、挙手にてお知らせください。事務局が、マイクを渡しますので、マイクを通して発言をお願いします。

## 〇委 員

28 ページの件です。IPCC 第 6 次評価報告書は一部のみの公開で、事務局としては計画に掲載できないという判断をされて、代わりに気象庁のグラフを掲載されて、より正確な情報となったと思います。どのデータを使用していくか、というのは全体的なバランスがありますので、良いかたちになったかと思います。先日のNHKの放送では第 6 次の「1.09℃」という数字が使われておりました。機会がありましたら、この数字も伝えるようにしていただけたらと思います。

# 〇委 員

10 ページです。緑のカーテンの写真があります。市役所の写真になるのですが、市民の方も興味をもって取り組みしている方が多くいますので、市民の取り組みも紹介していただけるといいかな、と思います。

# 〇会 長

確かに、多くの市民の方が取り組みされています。写真を入れるのが難しいのであれば、コメントを入れるなど対応をしていただければと思います。

## 〇委 員

生物調査の関係なのですが、今まですいとぴあ江南にて鳥類の観察をしていて、その経年のデータもあるかと思います。すいとぴあ江南では難しくなるということであれば、木曽川河川敷周辺で場所を変えて観察を続けることはできないのでしょうか。鳥類の変遷を残すためにも、残していただきたいと個人的には思います。

# 〇会 長

これは毎年調査されているのでしょうか。

#### ○事務局

毎年、市にボランティア登録されている団体と、バードウォッチング教室の参加者が行っています。但し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止となりました。

## 〇会 長

せっかく毎年行われているのであれば、場所を変えて行うことはできないのでしょうか。

## ○事務局

このバードウォッチング教室ですが、すいとぴあ江南の自主事業の中で行われてきました。環境課としては掲載したかったのですが、現在公共施設の再配置の計画が行われている中で、新聞にも掲載されましたが、すいとぴあ江南は廃止という方針がございます。現在、議論が行われている最中ですが、このような状況ですので、削除ということにしました。

#### 〇会 長

それはフラワーパーク江南ですとか、そのような場所ではできないのでしょうか。また、フラワーパーク江南でバードウォッチング教室などの調査は行われていないのでしょうか。環境課の方で企画をして、調査をすることは難しいですか。

# ○事務局

フラワーパーク江南の方は調べましたが、そのような調査はありませんでした。また、基本的には関係各課が行っている取り組みの中から指標は設定しておりますので、もう一度他課の取り組みを調査いたしまして考えていきたいと思います。

## ○委員

意見というわけではないのですが、42 ページに、気候変動に対する緩和策と適応策の記載があります。これから気候変動の時代を生きていく子ども達に、どう思っているのか、アンケート調査をしてみたらいかがでしょうか。環境問題の授業を行うにあたって、必要になってくるかと思います。環境学習アドバイザーのプログラムを作成する際にも、参考になりますので一度検討していただけたらと思います。

## 〇会 長

このようなことは学校でできるのでしょうか。

## 〇委 員

調査の対象をどうするのか、ということを考える必要があるかと思います。

学年によってはまだ知らない子どもたちも多くいます。先日行っていただいた、環境学習アドバイザーの授業を受けて、はっと気づく子も多いと思います。しかし、調査をして、どれぐらいの子が知っているか、となると知らない子が多いと思います。教えていただきながら、知っていく、ということが小学校の段階であると考えております。

# 〇委 員

小学校低学年となると、知らない子が多い、ということでした。家庭で教えてないから知らない、ということもあるかと思いますが、授業でまだ教えてないから知らない、ということもあるのでしょうか。

# 〇委 員

環境学習については、小学校の高学年で学習が始まってきます。卒業をする までには、世界でどのようなことが起こっているのか学習をする機会はありま す。ですので、調査対象を絞っていく必要はあると思います。

## 〇委 員

先日、名古屋市内の小学校4年生向けに、温暖化とプラスチックに関しての 授業を行い、ワークショップを行いました。その中で感じたものは、4年生で も理解して意見を言うことができるということです。もちろん、わからないこ とは先生方がフォローをしていただいているのですが、江南市もこのような取 り組みを始めてみるといいのかな、と思います。

#### 〇会 長

私自身も市内の小学校4年生に授業をすることが多いので、その大切さは分かります。しかし、学校側のカリキュラムの大変さもわかっています。環境に関する授業は大きな課題となっていくと思いますので、取り入れるかは置いておきまして検討はしていただけたらと思います。

## 〇委 員

計画をつくることも大切ですが、これを市民や事業者の方にどのように伝えて、どう理解をしていただくかが大切となります。また、市職員でも、環境基本計画の存在を知らない方がいます。そのようなことがないように、周知に努めていただきたい。

## 〇会 長

計画に課題は書いてはありますが、では解決に向けて具体的に何をするのか、 ということが分かりづらいかな、とは思います。そうすると啓発の機会が必要 になると思いますので、できるだけお金がかからない方法で、周知をしていく ことが必要になると思います。

時間の関係で、次に進みますがよろしいでしょうか。意見のある方は、後ほど事務局にお伝えいただければと思います。

では、次第2の「改訂版第二次江南市環境基本計画の進捗状況について」事 務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、「改訂版第二次江南市環境基本計画の進捗状況について」説明させていただきます。座って失礼します。

本日、配布しておりますお手元の資料のご確認をお願いします。また、合わせて「改訂版第二次江南市環境基本計画の進捗状況に関する提言について」の依頼文書も配布させていただいております。

まず、資料②-1の下段の進捗管理について、をご覧ください。

委員の皆様には毎年お願いしていることになりますが、令和2年度の実績を ふまえ、今後の目標にむけたご提言をお願いいたしまして、その提言を各課に フィードバックをし、さらなる計画の推進に努めて参りたいと考えております ので、よろしくお願いします。先程、委員が言われたとおり、市の職員へも環 境基本計画を周知していく必要がありますので、このようなフィードバックな どを通じて、環境分野が今どのようなことに取り組みしているかを他課からも わかっていただくようにしたいと思っております。

次に、計画の推進に関する提言の依頼文書をご覧ください。

こちらは毎年、12 月に文書で依頼しておりましたが、今年度は審議会の回数が多いため、審議会の中でお願いをさせていただきます。計画に関するご提言の内容につきましては、一つ一つの目標や指標に対してでも、全体に対するものでも構いません。できるだけ多くの提言をいただきたいと考えております。また、いただいた提言の中から今後取り組んでいくこと、昨年度取り組んできました、プラスチックごみに関する啓発のような、新しい取り組みにつなげさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次のページをご覧ください。こちらが提言に関するスケジュールでございます。12月10日までに提言のご提出をいただきます。その後、事務局にて取りまとめをしまして、1月下旬には委員の皆様へ第4回環境審議会の際に説明をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願いします。

では、資料②-3をご覧ください。令和2年度の取組結果について説明させていただきます。取組結果については指標ごとに進捗評価をABC評価しており、Aは順調に進んでいる、Bはある程度進んでいる、Cはあまり進んでいないとしております。なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりまして、イベントの開催が減っております。指標として、評価がすることが難しいところが何箇所かあり、この場合は全てB評価としておりますので、予めご了承ください。それでは、令和2年度の進捗評価と令和元年度の進捗評価が変わっているものを中心に説明させていただきます。

2ページ目の環境目標 I の < 基本的な取り組み 2. 環境教育と環境啓発の推進 > 、3ページ目の < 基本的な取り組み 3. 環境保全活動の支援と育成 > をご覧ください。こちらの指標が先程お話しました新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けておりまして、すべてをB評価としております。

続きまして、4ページ環境目標IIの<基本的な取り組み 1.生活環境に対するマナーの強化」の指標「公害苦情件数」をご覧ください。こちらは、C評価からB評価へと変えさせていただきました。理由といたしましては、野焼きの件数が大幅に削減し 48 件となりまして、目標値を達成することができたためです。一方で雑草苦情は、現状の平成 27 年度と同じ件数となっており、状況に変化がない結果となりました。よって、両方の間をとりましてB評価としております。

続きまして、6ページですがデータの修正がございます。<基本的な取り組み 3. 水辺と緑の整備>の指標「宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長」をご覧ください。担当部署の方から数字の訂正の依頼がございまして、平成30年度から令和2年度までの3年間は「1.4km」が正しい数字となりますので、修正とご了承をお願いします。

続きまして、7ページ<基本的な取り組み 4.生物多様性の保全と持続可能な利用>をご覧ください。こちらも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりまして、すべてをB評価としております。

続きまして、9ページ環境目標皿の<基本的な取り組み 2. 資源の循環利用の促進>の「リサイクル率」をご覧ください。こちらは第三次計画の際にも説明しましたが、リサイクル率のほうが伸び悩んでおりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども会などで資源回収を行わないところが増え、もともと減少傾向にあったものがさらに減ってしまったことが原因と考えております。評価は、B評価としております。

続きまして、11 ページ環境目標IVの<基本的な取り組み 1. 低炭素社会に向けた活動の実践>をご覧ください。こちらの指標は、前年度は両方ともB評価でしたが、「一人当たりの二酸化炭素排出量」はA評価に、「販売電力量」

はC評価に変更しております。こちらも新型コロナウイルス感染症が大きく影響しておりまして、二酸化炭素排出量に関しては産業部門をはじめ排出量が全体的に減り、良い結果となりました。逆に、販売電力量に関しては、在宅ワークやオンライン授業などの利用により、自宅で過ごす時間が増えたため、電気の利用が増えたと考えられます。

続きまして、13 ページの<基本的な取り組み 3. 公共交通の充実と利用 促進>の指標「公共交通機関などの利用促進の啓発回数」をご覧ください。こ ちらの評価を、A評価からB評価へと変えさせていただきました。こちらも新 型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定通りに啓発活動ができなかったた め回数が減っております。

以上で、改訂版第二次環境基本計画の進捗状況についての説明を終わらせていただきます。

それでは、会長にお返しいたします。よろしくお願いします。

#### 〇会 長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、なかなか評価が難しいところもありますが、ご意見・ご質問をお願いします。挙手にてお知らせください。

#### く挙手なし>

# 〇会 長

質問がないようであれば、次に進みますがよろしいでしょうか。もし質問が ございましたら、後ほど事務局にお尋ねください。

では、次第3の「江南市路上喫煙に関する条例(案)について」事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

次第3の「江南市路上喫煙に関する条例(案)について」を説明させていただきますので、資料③「江南市路上喫煙に関する条例(案)について」をお手元にご用意をお願いします。今年度の審議会にて何度かお話させていただいておりますが、今回は条例(案)ができましたので委員の皆さまにご審議をいただきたいと思います。資料は、概要と条例(案)、そして喫煙禁止区域の地図となります。1ページの概要をご覧ください。「1. これまでの経緯」からお話をさせていただきます。市には、これまでたばこのポイ捨てや路上喫煙に関

する苦情が寄せられておりまして、その中には新たに条例を制定してはどうか、 というご意見もありました。それと合わせまして、平成30年7月に国の方で も健康増進法の法律改正があり、受動喫煙の観点からも公共施設の中での喫煙 に関する対策が必要ということで、近年取り組みを進めているところです。駅 の周辺は公共施設ではないのですが、「公共の空間」ということで、国からの 通知においても屋外であっても分煙施設があることが好ましいとされていま す。よって、市でも駅周辺の受動喫煙対策を検討して参りました。今回、江南 駅と布袋駅の両駅周辺において、喫煙禁止区域の設定にあたりまして条例制定 を考えていく、というところでございます。「2. 基本的な考え方」をご覧く ださい。条例の基本的な考え方をまとめたところになります。喫煙者の方でも、 周囲の方に迷惑がかからないようにマナーを守っている方が多いと思ってお りますが、中には一部マナーを守らない喫煙者の方がいらっしゃって、その方 たちの影響により周辺環境が悪化するということか起きているのではないか、 と推測しております。このようなことから、マナーを守って喫煙している方の 権利も考慮しながら、喫煙者も非喫煙者もお互いにとって、快適な環境を創造 することを基本的な考え方としています。

続きまして、2ページをご覧ください。ここからは条例における、各項目についての考え方を説明させていただきます。大きく四つございます。

一つ目は、路上喫煙に関する行為についてでございます。今回の条例(案)においては、「路上喫煙」を、道路や公園、駅周辺など、屋外の公共空間においてたばこを吸うこと、としています。また、「たばこのポイ捨て」を、たばこの吸い殻を道路や公園、駅周辺などに捨てること、と定義します。このことは、条例(案)の第2条にある内容になります。続きまして後段では、喫煙者に対しては、たばこのポイ捨てや、路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止しており、それ以外の場所の喫煙についても、他の方に、受動喫煙させないよう、配慮することを求めています。これは、条例(案)の第4条の内容になります。

続いて二つ目は、路上喫煙禁止区域の設定でございます。駅周辺のような、 人通りが多い場所を、「路上喫煙禁止区域」に設定できることとします。今回、 江南市内では、江南駅・布袋駅周辺を路上喫煙禁止区域に設定することとして おります。これは、条例(案)の第5条第1項の内容になりまして、実際の喫 煙禁止区域(案)としまして、5ページに江南駅、6ページに布袋駅を掲載し ておりまして、このような区域を考えております。

続きまして、三つ目は、路上喫煙禁止区域内の喫煙場所についてでございます。初めにお話させていただいた通り、喫煙者の喫煙する権利ですとか、たばこのポイ捨て防止などの観点から考えまして、禁止区域の中でも喫煙場所を設置できる、としております。今回の江南駅周辺におきましても、設置をする方

向で検討を進めておりますが、設置場所につきましては現在調整中ですので、 喫煙禁止区域(案)へは記載しておりません。これは、条例(案)の第5条第 2項の内容になります。

四つ目の指導員・罰則についてです。今回の条例制定は、「喫煙者と非喫煙者の共存」を目的としており、その目的を達成するため、喫煙者のマナー向上について、周知・啓発することに重点を置いています。したがって、指導員を配置しての、厳しい取り締まりをするですとか、厳しい罰則をもうけることは予定しておりません。但し、悪質な方がいる場合には、指導・勧告できるものとしております。これは、条例(案)の第6条・第7条の内容になります。

最後に今後のスケジュールですが、この審議会にてご了承をいただければ、 先程お話しました環境基本計画(案)と同じタイミングでこちらの条例(案) もパブリックコメントにかけさせていただく予定としております。パブリック コメントが終わりまして、条例(案)ができましたら、議会に提出して審議を 行っていただく、と考えております。

以上で、江南市路上喫煙に関する条例(案)についての説明を終わらせていただきます。

それでは、会長にお返しいたします。ご審議の程、よろしくお願いします。

## 〇会 長

ありがとうございました。まず、喫煙者の権利はあるわけですけれども、それで苦しんでいる方がいらっしゃるのであれば、弱者という言葉が適切ではないかもしれませんが、弱者をこれ以上弱者にさせないために、条例などで早急に対応していただければと思います。

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。 質問があれば、挙手にてお知らせください。

#### 〇委 員

今回は江南駅と布袋駅周辺で区域を設定されるとのことですが、今後はどのように区域を増やしていくか、をお伺いしたいです。先程、会長がおっしゃられた、弱者をこれ以上弱者にさせない、ということに関連するのですが、江南厚生病院の周辺も今後の検討の地域となるのかなと思います。建築基準法では、病院の敷地内では喫煙所を設けることはできない、となっていたかと思います。そのためか、敷地外で吸われている方が多くて、そこは通院している多くの方が使われている道路だったりします。建築基準法を変えてまで敷地内に喫煙所を設けることは大変難しいとは思いますが、江南厚生病院は市の医療の中核を担っておりますので、受動喫煙に関する健康被害という観点から検討していた

だければと思います。

#### 〇会 長

確かに、洗い出しが必要だと思います。「ここだけやればいい」というものではありませんので、難しいところはありますが検討いただければと思います。

#### 〇事務局

今後、病院周辺についても検討していきたいと思います。

#### 〇委 員

指導員・罰則についてです。指導員については、実際に配置をするのでしょうか。

#### ○事務局

現在のところは、指導員という専門の方を雇う、ということは考えておりません。

# 〇委 員

指導員とは、誰を指すのでしょうか。また、どのように指導を行うのでしょうか

#### ○事務局

市職員です。専門の指導員は置かず、市職員が、例えですが、市に「毎日、 区域内で喫煙している人がいる」というお話がありましたら、その方を特定で きた場合に、指導を行います。

## 〇委 員

以前、バスを待っていたときに喫煙した人がいて、注意をしたところ、「何の権限に基づいて言うんだ」と言われたことがあります。注意がしたくても、注意ができない、行動に移せない、という環境に今はあるかと思うので、そのあたりが分かりやすい条例にして欲しいと思います。

#### ○事務局

条例が制定されると、駅周辺の路上喫煙の禁止区域が決定します。すると、 そのエリア内でたばこを吸うことは条例違反となります。第三者が注意したく ても、注意できない、という現在の状況から変わってくるかな、と思います。 もちろん、直接注意することは難しいとは思いますので、常習の方がいる場合は市で、出来る限り話をして、それでも続くようであれば指導・勧告を行っていきたいと思います。

# 〇会 長

やはり、直接注意するのは難しいとは思うので、市役所に電話するとしたとします。たばこを吸う時間は、2~3分程ですので間に合うのでしょうか。私自身、買い物に行った際に駐車場で吸い殻がポイ捨てされているのをよく見かけます。これはマナーの問題だとは思うのですが、守れていない方が本当に多くいらっしゃいます。それは注意してなんとかなるものなのでしょうか。もう少し考えていただいたほうがいいのではないでしょうか。

#### ○事務局

たばことは違う事例にはなりますが、平成 26 年1月に資源ごみ集積場から の持ち去りに対する条例を制定しました。こちらの条例は罰則もございます。 これは資源ごみの集積場から鉄類などの持ち去りが多くあった際に、「なぜ持 ち去りをしてはいけないのか」ということを条例で制定したことにより、注意 ができるようになりました。専門の指導員は置かずに市の職員で対応してます が、現在の運用として通報があると、次回以降の収集日に資源ごみ集積場所を 巡回して対応しています。たばこに話を戻しますと、喫煙をする時間を考える と出勤か帰宅時間とだいたい決まった時間になるかと思いますので、その時間 に出向いて粘り強く対応していくことになると思います。「注意がしにくい」 ということですけれど、条例と禁止区域を定めることで、喫煙することはでき なくなります。では、「どこで吸うんだ」という話が出たときに、案内できる ように喫煙場所を設置する予定としております。そうすることで、誰でも注意 することができるようになりますし、直接注意することが難しければ、その場 ですぐに注意をすることはできないですが、市にご連絡をいただければと思い ます。その場合には粘り強く対応し、状況によっては指導・勧告を行っていき ます。まずは、このようなかたちで始めていきたいと考えております。大きな 罰則をつけて欲しい、という意見もございますが、まずは江南市民のマナーを 信じ、そして駅周辺を安全に利用ができるような空間にしていきたいと思いま すので、ご理解をいただきたいと思います。今後は、パブリックコメントを行 い、条例の制定に向けて動いていきます。多くの意見がでてくると思いますの で、意見を伺いながら進めていけたらと思います。

# 〇委 員

喫煙場所は何箇所を考えているのでしょうか。また、灰皿の吸い殻の回収は どう行うのでしょうか。

# 〇事務局

喫煙場所に関しては、何箇所になるかですとか、回収はどうするかですとか、 未定の状況です。今後、検討を行っていきたいと思います。

## 〇会 長

他に質問等ございますか。 他にないようですので、その他、何かありますか。

# 〇委 員

私から皆さまに一つご提案がございます。前回の審議会より、私が行っております「SDGs de 地方創生カードゲーム」について質問をいただいております。ぜひ、皆さまにこのカードゲームを体験していただければと思います。日程ですが、次回の2月7日の審議会の終了後に1時間程、私の考えるSDGsをお話する時間をいただけたらと思っております。もちろんお時間がある方でご興味のあるならと思っておりますがいかがでしょうか。

#### 〇会 長

ご提案をいただきましたが、皆さまどうでしょうか。

# く賛成>

賛成いただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。 今後、どのように進めていくか事務局に考えはありますか。

#### ○事務局

2月7日の審議会の出欠席を今後とらせていただきますので、その際に今回 ご提案の講座への出欠席もとらせていただければと思います。そのような流れ でよろしいでしょうか。

## 〇会 長

委員の皆さま、よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いいたします。 他に質問等ございますか。 他にないようですので、事務局よりその他、何かありますか。

# ○事務局

本日は大変お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうご ざいました。

いただきましたご意見は私どもで整理させていただきまして、環境施策に反映できるように努めてまいりたいと思います。

また、本日の資料の第三次江南市環境基本計画(案)につきまして、委員の皆さまには、あらためて、計画(案)を読んでいただき、お気づきの点等ございましたら、11月4日(木)までに事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。

また、昨年度の審議会でご意見をいただきながら作成しました、「プラスチックごみゼロへの取り組み」の啓発ポスターができました。こちらに用意させていただいておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

環境審議会の次回の開催でございますが、来年2月7日(月)に開催したい と思います。正式には文書でご案内をさせていただきますので、よろしくお願 いいたします。

# 〇会 長

次回につきましても、お忙しい中、恐縮ではございますが何卒ご協力をいた だきたいと思います。

本日は長時間にわたり、熱心なご審議ありがとうございました。 それでは、これで第3回環境審議会を終了いたします。